



宮 崎 県 公 報

平成22年4月19日(月曜日) 第 2176 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

| | |
|---|---|
| 告 示 | 頁 |
| ○民有林の保安林の指定予定(3件).....(自然環境課) | 1 |
| ○林業種苗生産事業者の登録.....(森林整備課) | 2 |
| ○指定事務所登録機関の指定.....(建築住宅課) | 2 |
| ○包括外部監査契約の締結.....(監査事務局) | 2 |
| 公 告 | |
| ○大規模小売店舗の新設に関する届出.....(商業支援課) | 2 |
| ○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見(2件).....(”) | 3 |
| ○県営土地改良事業の工事の完了.....(農村整備課) | 3 |
| ○入札公告..... | 4 |

| | |
|--------------------------------------|---|
| 人事委員会規則 | |
| ○職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則..... | 5 |
| ○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則..... | 5 |
| ○初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則..... | 6 |
| 労働委員会告示 | |
| ○宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、閥歴等の公示..... | 6 |
| 県議会公告 | |
| ○公文書開示等の状況..... | 7 |
| 正 誤 | |
| ○平成21年9月14日付け県公報(第2117号)中..... | 7 |

告 示

宮崎県告示第 247号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成22年4月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字毛吉田字登尾 1724・1743(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、1744
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 248号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成22年4月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷区山

三ヶ字増谷3077、3081、字鞆原3405

- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 249号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成22年4月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 宮崎市高岡町小山田字大谷1787-1、1796-1、1800-2、1801-1、1802
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 250号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者の登録をした。

平成22年4月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

| 登録 番号 | 生産事業者の氏名 又は名称及び住所 | 生産事業の内容 | | 事業所の名称 及び所在地 |
|----------|--------------------------------|---------|---------------------------------|--------------------------------|
| | | 種穂 | 苗木 | |
| 1274 | 松村キミエ 東臼杵郡諸塚村大 字家代5120番地 | 採取 | 幼苗の育 成 | 松村キミエ 東臼杵郡諸塚村大 字家代5120番地 |
| 1275 | 杉山国顕 延岡市片田町2843 番地 5 | 採取 | 幼苗の育 成 | 杉山国顕 東臼杵郡諸塚村大 字七ッ山6759 |
| 1276 | 甲斐純子 東臼杵郡諸塚村大 字家代5434番地 | 採取 | 幼苗の育 成 幼苗以外 の苗木の 育成 | 甲斐純子 東臼杵郡諸塚村大 字家代5434番地 |

宮崎県告示第 251号

建築士法（昭和25年法律第 202号）第26条の3第1項の規定により、指定事務所登録機関の指定をしたので、同条第3項において準用する同法第10条の6第1項の規定により公示する。

平成22年4月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 指定事務所登録機関の名称及び住所
社団法人宮崎県建築士事務所協会
宮崎県宮崎市橋通東2丁目9番14号睦屋第11ビル4階
- 事務所登録等事務を行う事務所の所在地
宮崎県宮崎市橋通東2丁目9番14号睦屋第11ビル4階
- 事務所登録等事務の開始の日
平成22年6月1日

宮崎県告示第 252号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約（以下「契約」という。）を締結した。

なお、契約を締結した相手方の資格を証する書面の写しを、平成22年4月19日から30日間、県庁前の掲示場に掲示する。

平成22年4月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 安 樂 健 一
住所 宮崎市霧島2丁目118番地1

2 契約の始期

平成22年4月1日

3 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算

4 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
概算払

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成22年4月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
クロスモール清武（仮称）
宮崎郡清武町正手2丁目32番地外6筆
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
オリックス不動産株式会社 代表取締役 山谷佳之
東京都港区浜松町2丁目4番1号
株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義
福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義
福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 築城雅雄
福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目13番12号
株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津達郎
東京都府中市若松町1-36-1
株式会社セリア 代表取締役 河合宏光
岐阜県大垣市外濠2丁目38番地
株式会社マスミヤ 代表取締役 山口健二郎
宮崎市神宮東1-21-1
- 大規模小売店舗の新設をする日
平成22年11月20日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
14,555.09㎡
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の位置及び収容台数
敷地中央No① 510台
A棟屋上No② 264台
合計 774台
 - 駐輪場の位置及び収容台数
A棟店舗1西側No① 40台
A棟店舗1南側No② 30台
A棟店舗2南側No③ 35台
A棟店舗6南側No④ 42台

| | | | |
|--|-----------------------|----------------------|---|
| D棟店舗西側No⑤ | 30台 | (2) 期間 | 平成22年4月19日から平成22年8月19日まで |
| 別棟店舗西側No⑥ | 30台 | 11 意見書の記載事項 | 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。 |
| 合計 | 207台 | | 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。 |
| (3) 荷さばき施設の位置及び面積 | | | 平成22年4月19日 |
| A棟店舗1北側No① | 95.00㎡ | | 宮崎県知事 東国原 英 夫 |
| A棟店舗2北側No② | 71.25㎡ | 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 | 生活協同組合コープみやざき佐土原店 |
| A棟店舗3北側No③ | 71.25㎡ | | 宮崎市佐土原町下那珂2642番地 外9筆 |
| A棟店舗4北側No④ | 71.25㎡ | 2 意見の概要 | 意見を有しない |
| A棟店舗5北側No⑤ | 71.25㎡ | 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間 | (1) 場所 |
| A棟店舗6北側No⑥ | 47.50㎡ | | 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター |
| 別棟店舗西側No⑦ | 117.60㎡ | | (2) 期間 |
| 合計 | 545.10㎡ | | 平成22年4月19日から平成22年5月19日まで |
| (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 | | | 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、西都市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。 |
| A棟店舗1北側No① | 26.597㎡ | | 平成22年4月19日 |
| A棟店舗5北側No② | 35.244㎡ | | 宮崎県知事 東国原 英 夫 |
| 別棟店舗西側No③ | 33.640㎡ | 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 | 西都農業協同組合Aコープさいと店 |
| 合計 | 95.481㎡ | | 西都市大字右松2108番地 外18筆 |
| 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 | | 2 意見の概要 | 意見を有しない |
| (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 | | 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間 | (1) 場所 |
| (株)ナフコ | 7:00～21:00 | | 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター |
| マックスバリュ九州(株) | 24時間営業 | | (2) 期間 |
| (株)サンドラッグ | 9:00～21:00 | | 平成22年4月19日から平成22年5月19日まで |
| (株)セリア | 9:00～21:00 | | 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、西都市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。 |
| (株)マスマヤ | 9:00～21:00 | | 平成22年4月19日 |
| その他未定 | 9:00～21:00 | | 宮崎県知事 東国原 英 夫 |
| (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 | | 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 | 西都農業協同組合Aコープさいと店 |
| 敷地中央No①駐車場 | 24時間（一部22:00～6:00迄閉鎖） | | 西都市大字右松2108番地 外18筆 |
| A棟屋上No②駐車場 | 6:00～22:00 | 2 意見の概要 | 意見を有しない |
| (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 | | 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間 | (1) 場所 |
| 敷地中央No①駐車場西側 | 1箇所（入口専用） | | 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター |
| 敷地中央No①駐車場南側 | 3箇所（出入口3箇所） | | (2) 期間 |
| 合計 | 4箇所 | | 平成22年4月19日から平成22年5月19日まで |
| (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 | | | 次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。 |
| A棟店舗1北側No① | 6:00～22:00 | | 平成22年4月19日 |
| A棟店舗2北側No② | 0:00～22:00 | | 宮崎県知事 東国原 英 夫 |
| A棟店舗3北側No③ | 6:00～22:00 | | |
| A棟店舗4北側No④ | 6:00～22:00 | | |
| A棟店舗5北側No⑤ | 6:00～22:00 | | |
| A棟店舗6北側No⑥ | 6:00～22:00 | | |
| 別棟店舗西側No⑦ | 8:00～15:00 | | |
| 8 届出年月日 | | | |
| 平成22年3月19日 | | | |
| 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 | | | |
| (1) 場所 | | | |
| 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター | | | |
| (2) 期間 | | | |
| 平成22年4月19日から平成22年8月19日まで | | | |
| 10 意見書の提出先及び期間 | | | |
| (1) 提出先 | | | |
| 宮崎県商工観光労働部商業支援課 | | | |
| 地区名 | 市町村名 | 事業名 | 完了年月日 |
| 堤 | 小林市 | 畑地帯総合整備事業 | 平成21年8月19日 |

| | | | |
|-----|-----|-------------|-------------|
| 狭 野 | 高原町 | 経営体育成基盤整備事業 | 平成21年12月22日 |
|-----|-----|-------------|-------------|

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成22年 4 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 パーソナルコンピュータ 概ね 850台
(クライアントパソコン、周辺機器、ソフトウェア、据付等)
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成22年 7 月31日
- (4) 契約期間 平成22年 8 月 1 日から平成27年 7 月31日まで (60 月)
- (5) 納入場所 宮崎県庁本庁各課及び出先機関
- (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 5 に相当する金額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。(入札書の金額は、契約期間全体の総額を記載すること。)

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約 (以下「本件契約」という。) は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 (平成 17 年宮崎県条例第 81 号) 第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約であり、県は、上記 1 の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
ア 平成22年宮崎県告示第 189号に規定する資格を有する者で、業種がサービス (役務の提供) に関する業種で、営業種目が賃貸業務又は電算業務であること。
イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者においては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者で

あること。

なお、第三者は、入札に参加できない。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからオまでの資格要件を満たすことを証明する書類を提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

ア 提出場所 宮崎県県民政策部情報政策課行政情報化推進担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7046

イ 提出期限 平成22年 5 月20日午後 5 時

ウ 提出方法 持参又は送付 (送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。)

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県県民政策部情報政策課行政情報化推進担当
- (2) 期間 平成22年 4 月21日から平成22年 6 月 2 日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

5 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県県民政策部情報政策課行政情報化推進担当
- (2) 期間 平成22年 4 月21日から平成22年 5 月20日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

6 入札説明会の場所及び日時

- (1)場所 宮崎県庁 6 号館 3 階 631号室
- (2)日時 平成22年 4 月23日午後 1 時30分

7 入札に関する質問

(1) 質問

本件入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。

ア 提出期限 平成22年 5 月 7 日午後 5 時

イ 提出先 宮崎県県民政策部情報政策課行政情報化推進担当
ウ 提出方法 電子メールで提出すること (アドレス:johoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp)。

(2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

ア 回答方法 個別に電子メールで通知する。

イ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。

8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県県民政策部情報政策課行政情報化推進担当
- (2) 提出期限 平成22年 6 月 2 日午後 5 時
- (3) 提出方法 持参又は送付 (送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。)

9 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁 1 号館 4 階 142号室
- (2) 日時 平成22年 6 月 3 日午前11時

10 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則 (昭和39年宮崎県規則第 2 号) 第 100条の規定による。

11 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。

12 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

13 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県県民政策部情報政策課行政情報化推進担当

14 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

15 その他

- (1) この競争入札による調達、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 調達数量については、多少の変動があり得る。確定台数は、入札説明書に記載する。
- (4) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and Quantity of Goods up for Bid:
-Personal computers (approximately 850 computers)
- (2) Bidding Deadline:
-5:00 PM on June 2, 2010
- (3) Contact Point for Inquiries:
-Information Administration Division, Prefectural Policy Department, Miyazaki Prefectural Government
-2-10-1 Tachibana-dori Higashi, Miyazaki City 880-8501, JAPAN
-TEL:+81-985-26-7046

人事委員会規則

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年4月19日

宮崎県人事委員会委員長 黒木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第17号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則 (昭和30年宮崎県人事委員会規則第2号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | | | | | 改正後 | | | | | |
|--------------|-----|-----|-----|----|--------------|-----|-----|-----|----|--|
| 別表第1 (第2条関係) | | | | | 別表第1 (第2条関係) | | | | | |
| 組 | 織 | 職 | 種別 | 区分 | 組 | 織 | 職 | 種別 | 区分 | |
| 知事 | [略] | | | | 知事 | [略] | | | | |
| | 保健所 | [略] | | | | 保健所 | [略] | | | |
| | | 次長 | [略] | | | | 次長 | [略] | | |
| | | | | | | 副参事 | | | | |
| | [略] | | | | | [略] | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | [略] | | | | | [略] | | | | |

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の管理職手当に関する規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年4月19日

宮崎県人事委員会委員長 黒木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第18号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則 (昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | | | | | 改正後 | | | | | |
|----------------|-------------|------|------|-----|----------------|-------------|------|--------|-----|--|
| 別表第1 (第5条の3関係) | | | | | 別表第1 (第5条の3関係) | | | | | |
| 組織区分 | 給料表 | 職 | 加算割合 | | 組織区分 | 給料表 | 職 | 加算割合 | | |
| 知事 部局 | [略] | | | | 知事 部局 | [略] | | | | |
| | 医療 職 (一) | [略] | | | | 医療 職 (一) | [略] | | | |
| | | 出先機関 | 所長 | [略] | | | 出先機関 | 所長、副参事 | [略] | |
| | [略] | | | | | [略] | | | | |
| | [略] | | | | | [略] | | | | |

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年4月19日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第19号

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和48年宮崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|--|--------------|--|--|--------------|----------------------|
| 別表第3 学歴免許等資格区分表（第5条関係） | | | 別表第3 学歴免許等資格区分表（第5条関係） | | |
| 学歴免許等の区分 | | 学歴免許等の資格 | 学歴免許等の区分 | | 学歴免許等の資格 |
| 基準学歴区分 | 学歴区分 | | 基準学歴区分 | 学歴区分 | |
| 1 大学卒 | [略] | ア [略] イ 国立看護大学校看護学部 の卒業 ウ～オ [略] | 1 大学卒 | [略] | ア [略] イ～エ [略] |
| | (6) 大学4 卒 | | | (6) 大学4 卒 | |
| | [略] | | | [略] | |
| 別表第6 初任給基準表（第11条関係） | | | 別表第6 初任給基準表（第11条関係） | | |
| ア～キ [略] | | | ア～キ [略] | | |
| ク 医療職給料表(三)初任給基準表 | | | ク 医療職給料表(三)初任給基準表 | | |
| [略] | | | [略] | | |
| 備考 | | | 備考 | | |
| 1・2 [略] | | | 1・2 [略] | | |
| 3 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第3号の規定に該当した者で保健師、助産師又は看護師になったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあつては2級15号給、「短大2卒」にあつては2級9号給とする。 | | | 3 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第4号の規定に該当した者で保健師、助産師又は看護師になったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあつては2級15号給、「短大2卒」にあつては2級9号給とする。 | | |
| ケ [略] | | | ケ [略] | | |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

労働委員会告示

宮崎県労働委員会告示第1号

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、宮崎県労働委員会のあつせん員候補者の氏名、閱歴等を次のとおり公表する。

平成22年4月19日

宮崎県労働委員会会長 日 野 直 彦

あ つ せ ん 員 候 補 者 名 簿

(五十音順)

(平成22年4月2日現在)

| 氏 名 | 閱 歴 及 び 現 職 | 委 嘱 日 |
|-----------|--------------------|-----------|
| 石 田 一 雄 | 県労働委員会事務局調整審査課課長補佐 | 平22. 4. 2 |
| 生 方 健 二 郎 | 県労働委員会使用者委員 | 平22. 4. 2 |

| | | |
|---------|----------------------------------|-----------|
| | 王子製紙(株)日南工場長代理兼事務部長 | |
| 江 藤 洋 行 | 県労働委員会使用者委員 宮崎県経営者協会専務理事 | 平21. 8.20 |
| 上玉利 正 利 | 県労働委員会事務局調整審査課長 | 平21. 4. 2 |
| 木 下 清 隆 | 県労働委員会労働者委員 U I ゼンセン同盟宮崎県支部顧問 | 平21. 8.20 |
| 熊 本 稔 | 県労働委員会公益委員 元宮崎県参事 | 平21. 8.20 |
| 倉 掛 正 志 | 県労働委員会使用者委員 宮崎県商工会議所連合会専務理事 | 平21. 8.20 |
| 篠 田 良 廣 | 県商工観光労働部労働政策課長 | 平22. 4. 2 |
| 末 藤 孝 憲 | 県労働委員会使用者委員 | 平21. 8.20 |

| | | |
|---------|---|-----------|
| | 米良電機産業(株)顧問 | |
| 高 橋 隆 也 | 県労働委員会労働者委員 全日通労働組合宮崎県支部執行 委員長 | 平21. 8.20 |
| 辰 元 圭 子 | 県労働委員会使用者委員 (福)信愛会特別養護老人ホーム 裕生園園長 | 平21. 8.20 |
| 堂 園 朋 子 | 県労働委員会公益委員 社会保険労務士 | 平21. 8.20 |
| 中別府 暎 治 | 県労働委員会労働者委員 宮崎県労組会議事務局長 | 平21. 8.20 |
| 新 名 照 幸 | 県労働委員会労働者委員 宮崎県労組会議議長 | 平21. 8.20 |
| 野 田 俊 雄 | 県労働委員会事務局長 | 平21. 4. 2 |
| 日 野 直 彦 | 県労働委員会公益委員 弁 護 士 | 平21. 8.20 |
| 宮 田 行 雄 | 県労働委員会公益委員 弁 護 士 | 平21. 8.20 |
| 山 崎 真一朗 | 県労働委員会公益委員 弁 護 士 | 平21. 8.20 |
| 横 山 節 夫 | 県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連 合会会長 | 平21. 8.20 |

県議会公告

宮崎県議会情報公開条例（平成14年宮崎県条例第27号）第27条の規定により、平成21年度における公文書の開示等の状況を次のとおり公表する。

平成22年4月19日

宮崎県議会議長 中 村 幸 一

1 公文書の開示請求の処理状況

| 請求書 受 付 件 数 | 決 定 等 の 内 訳 | | | | | | 合 計 |
|-------------------|-------------|----------|-----|-----|----|-----|-----|
| | 開示 | 部分 開示 | 不開示 | 不存在 | 却下 | 取下げ | |
| 3 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 4 |

(注1) 1件の開示請求に対して、当該請求の内容等により複数の公文書が対象となり、それぞれの公文書について決定が行われた例があるため、請求書受付件数と決定等件数は一致しない。

(注2) 決定等の内訳の不存在とは、公文書の不存在を理由に不開示の決定を行ったものをいう。

2 請求者の状況

| 区 分 | 個 人 | 法人その他の団体 | 合 計 |
|-----|-----|----------|-----|
| 県 内 | 1 | 1 | 2 |
| 県 外 | 0 | 1 | 1 |

| | | | |
|-----|---|---|---|
| 小 計 | 1 | 2 | 3 |
|-----|---|---|---|

3 不服申立ての件数
0 件

正 誤

平成21年9月14日付け県公報（第2117号）中

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|----|------------|------------|
| 5 | 26 | 別記様式第23号の3 | 別記様式第23号の3 |